

令和元年度 西伊豆町教育委員会第11回定例会

- 1 開催日 令和2年3月18日(水) 13:30～14:25
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員(職務代理)・鈴木秀輝委員  
・眞野有吏委員・森本仁子委員  
[事務局 高木光一]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教 育 長:本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和元年度第11回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和2年2月29日開催の第10回定例会の議事録については、私と森本仁子委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員:全員異議なし)

教 育 長:今回の議事録署名委員ですが、山本久美子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(山本委員:了解)

教 育 長:それでは、第23号議案の「令和2年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」は、人事案件であり、第24号議案「令和2年度準要保護児童生徒の認定について」は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員:全員異議なし)

教 育 長:それでは、全員異議なしと認めますので、第23号議案と第24号議案は秘密会といたします。

(秘密会)

教 育 長:では、第23号議案「令和2年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を事務局から説明願います。

高 木:第23号議案をお願いします。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号及び第26条第2項第4号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第4号の規定により、職員の人事案件につきましては、教育長に委任する事ができないとされております。今回は、内示の人事異動案につきまして、ご承認いただきたいものであります。

(資料説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長:第24号議案「令和2年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事

異動について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員:全員挙手)

教 育 長:挙手全員ですので、第23号議案については可決されました。次に、第24号議案は、「令和2年度準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高 木:それでは、第24号議案は、「令和2年度準要保護児童生徒の認定について」をご覧ください。学校教育法第19条の援助措置規定に基づく、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒の認定については、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領についての通達により、教育委員会が世帯票に基づき3月末日までに認定を終了するとなっていることから提案するものであります。詳細については、担当の山本が説明いたします。

山 本:(資料説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長:第24号議案は、「令和2年度準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員:全員挙手)

教 育 長:挙手全員ですので、第24号議案については可決されました。これで秘密会の2議案が終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長:次に、第25号議案の「西伊豆町立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

高 木:第25号議案の「西伊豆町立学校管理規則の一部を改正する規則について」をご覧くださいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由といたしましては、賀茂地区統一の学校管理規則条文の見直しを行ったことにより、西伊豆町立学校管理規則の一部を改正するものでございます。詳細につきましては担当係長より説明をさせていただきます。

石 田:第25号議案、西伊豆町立学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。まずは、第27条の次に、「共同学校事務室」第27条の2を追加します。これは、静岡県教育委員会の指示により、各市町教育委員会において共同学校事務室を設置する必要があり、この共同学校事務室で各学校の給与関係や旅費、共済関係、保険などの共通事務を行うこととなりますので、その規定を追加するものでございます。なお、当町は松崎町と共同で松崎小学校に共同学校事務室を設置することで計画をしています。次に、「職員の出張」第37条のただし書の部分で、現行では「ただし、引き続き1月以上にわたる場合は」となっていますが、これを「ただし、引き続き7日

以上にわたる場合は」に改めます。これは、同条(第 37 条)の第2項や第 39 条で「7日以上」と規定されており、整合性を図るため改めるものでございます。最後に資料1ページが一番下、附則です。この規則は、令和2年4月1日から施行する。以上が第 25 号議案の説明となります。

教 育 長:議案に対する説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。  
(意見なし)

教 育 長: それでは、他に意見がないようですので、第25号議案の「西伊豆町立学校管理規則の一部を改正する規則について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(委員:全員挙手)

教 育 長:挙手全員ですので、第25号議案については原案のとおり可決されました。次に、第26号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

高 木:第26号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」をご覧くださいと思います。こちらも地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき提案するものでございます。提案理由といたしましては、賀茂地区統一の学校処務規程条文及び様式の見直しを行ったことにより、西伊豆町立学校処務規程の一部を改正するものでございます。詳細につきましては担当係長から説明をさせていただきます。

石 田:第 26 号議案、西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。資料8ページの新旧対照表をご覧ください。まずは、「申請、届出等」第 12 条です。申請や届出の様式が明記されていますが、第 24 号に新たに「主任等発令書 様式第 26 号の2」を追加して、現行の第 24 号から第 32 号に明記されているものを1号ずつ繰り下げます。次に、「復命」第 40 条第1号のカッコ書きの部分で、「引率業務を除く。」とあるのを「引率業務及び移動日に伴う前泊の場合を除く。」に改めます。次からは、様式の改正・追加・削除になります。資料 10 ページの別記様式 1-1 をご覧ください。様式第 17 号の2「インフルエンザ出席停止通知書」ですが、こちらが現行の様式になります。これを次ページの別記様式 1-2 のとおりに改めます。続いて、次ページの別記様式 2、様式第 26 号の2「主任等発令書」の追加です。こちらは先ほどの第 12 条で第 24 号に追加した様式となります。続いて、次ページの別記様式 3-1、様式第 69 号「人事意見申出書」の現行様式です。これを次ページの別記様式 3-2 のとおりに改めます。改正箇所は学校長の「印」が無くなりました。続いて、次ページの別記様式 4-1、様式第 73 号「履歴書」の現行様式です、これを次ページ 16 ページと 17 ページの別記様式 4-2 のとおりに改めます。改正箇所は、様式の上部に「日本工業規格B4横型」とあるのを「日本産業規格A4縦型」に改め、用紙もB4判からA4判に変更になります。続いて、18 ページの様式第 73 号(その2)「履歴書の職歴」になります。これは先ほどの 16 ページと 17 ページの履歴書様式に含まれましたので、様式の削除とな

ります。最後に資料7ページの附則です。1、この規程は、令和2年4月1日から施行する。2、この規程の施行の際、現に旧様式により提出されている願、届等は、この規程及び様式により提出されたものとみなす。3、この規程の施行の際、現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。以上が第26号議案の説明となります。

教 育 長:議案に対する説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。

鈴木委員:インフルエンザ出席停止通知書の新しい様式では出席停止期間の欄に「治癒するまで」とあるが、2日後ということなのか。それとも医者が解熱していると証明を出したらということか。

石田係長:新様式の上のところにも、このことについて下記のとおり通知します。の下の部分に同じような文言も記載されています。解熱をしてから2日を経過したことで治癒したであろうということですので、ここでは治癒するまでと記載したということになります。

高 木:今のところに但し書きがとして、「主要症状が長引く場合はその限りではありません。」とありますので、「治癒するまで」と記載したのだと思います。

教 育 長: それでは、他に意見がないようですので、第26号議案の「西伊豆町立学校 処務規程の一部を改正する規程について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(委員:全員挙手)

教 育 長:挙手全員ですので、第26号議案については原案のとおり可決されました。次に、第27号議案の「名勝伊豆西南海岸保存管理計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

高 木:第27号議案の「名勝伊豆西南海岸保存管理計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について」をご覧いただきたいと思います。こちらも地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき提案するものでございます。提案理由といたしましては、文化財保護法が文化財の保存管理から保存活用に改正されたことにより、名勝伊豆西南海岸保存管理計画策定委員会設置要綱の一部を改正するものでございます。詳細につきましては担当主幹から説明をさせていただきます。

松 田:第27号議案、名勝伊豆西南海岸保存管理計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。文化財保護法の改正により、文化財が保存管理から保存活用を求められることとなりました。これは、文化財を保存管理するだけでなく、人に知らせ関心をもってもらい、継承を図ることを目的とし活用を求められました。要綱の表題及び第1条中「保存管理」を「保存活用」に変更しようとするものです。現在の名勝伊豆西南海岸保存管理計画は、昭和62年度に西伊豆町・松崎町・南伊豆町の3町合同で策定され現在に至っていますが、文化庁より文化財保存活用地域計画を策定することを求められ、令和2年度より、名勝伊豆西南海岸保存活用計画を策定す

る予定です。その時に策定委員会を設置することになります。最後に附則です。この要綱は、令和2年4月1日から施行する。以上が第27号議案の説明となります。

教育長:議案に対する説明がありました。何かご意見、ご質問はありませんか。  
(意見なし)

教育長: それでは、他に意見がないようですので、第27号議案の「名勝伊豆西南海岸保存管理計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。  
(委員:全員挙手)

教育長: 挙手全員ですので、第27号議案については原案のとおり可決されました。次に、第28号議案の「西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

高木: 第28号議案の「西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の一部改正について」をご覧くださいと思います。こちらも地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき提案するものでございます。提案理由といたしましては、放課後児童クラブの開設時間を変更するためでございます。詳細につきましては担当の山本から説明をさせていただきます。

山本: 第28号議案西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。資料3ページの新旧対照表をご覧ください。第4条、「実施期間及び時間」について、土曜日及び小学校の休業日の開所時間は、現在、午前9時となっておりますが、これを午前8時30分に変更するものでございます。これは、放課後児童クラブを利用している保護者等から、「勤務時間や通勤時間を勘案し、土曜日及び小学校の休業日の開所時間を早めてほしい。」と要望があったことから、西伊豆町子ども・子育て会議に諮ったところ、開所時間を早めることの同意が得られたことから、要綱を改めるものでございます。なお、資料2ページ、附則ですが、この要綱は、令和2年4月1日から施行するものです。以上、第28号議案の説明となります。

教育長: 議案に対する説明がありました。何かご意見、ご質問はありませんか。

鈴木委員: 勤務時間が8時間を超えるが、職員の休憩時間はどうするのか。

高木: 来年度から会計年度任用職員となりまして、1日7時間勤務が上限となります。ですので、支援員を4人に増やし勤務時間をずらすことで対応していきます。

森本委員: 現在どれくらいの利用者があるのか。

山本: 登録人数は52名程いまして、実際の利用者は平日ですと15名程がマックスになります。夏休みですと30名程の利用があります。

教育長: それでは、他に意見がないようですので、第28号議案の「西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の一部改正について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。  
(委員:全員挙手)

教育長: 挙手全員ですので、第28号議案については原案のとおり可決されました。以

上で本日の議事案件はすべて終了いたしましたので、令和元年度第11回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。